

神野部会長

それでは、定刻でございますので、ただいまから第11回「社会保障審議会資金運用部会」を開催したいと存じます。

委員の皆様方には御多用中のところ、かつ、時刻が遅くからの開催になりましたことにもかかわりませず、万障繰り合わせて御参集くださいましたことに、深く感謝を申し上げます。次第でございます。

委員の出席状況でございますが、本日は植田委員から御欠席との御連絡を頂戴しております。また、井上委員、荒井委員からおくれて御出席との御連絡を頂戴しております。いずれ、おかれて御出席との御連絡を頂戴していない委員の方々も御参集いただければと思いますので、開催させていただきたいと思っております。

議事に入ります前に、資料の確認を事務局からお願いいたします。

石川資金運用課長

資金運用課長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。

厚生労働省では審議会等のペーパーレス化を推進しておりまして、本日の部会につきましてもペーパーレスで実施いたします。お手元にタブレットがあるかと思いますが、ここに各資料のPDFファイルが表示されているかと思っておりますので、これを御参照いただければと思います。また、タブレットの操作についての説明書がお手元に配付されておりますが、御不明な点がございましたら、適宜事務局がサポートいたしますので、御遠慮なくお申しつけください。

なお、傍聴される方には、あらかじめ厚生労働省のホームページでお知らせしておりますとおり、御自身のタブレット等の携帯端末を御使用いただき、厚生労働省のホームページから資料をダウンロードしてごらんいただくこととしております。操作方法等不明な点がございましたら、受付におります事務局職員へお問い合わせください。

事務局からは以上でございます。

神野部会長

どうもありがとうございました。

見渡した限りカメラの方はいらっしゃらないかと思いますが、いらっしゃるようでしたら、カメラの方々につきましては、大変恐縮でございますがここにて御退席をお願いいたします。

(カメラ退室)

神野部会長

それでは、議事に移らせていただきますが、お手元に議事次第があるかと思いますが、御参照いただければと思います。本日、議題は1つでございます「GPIFの次期中期目標等について」ということを議題とさせていただきます。

まず初めに、資料1といいましょうか、事務局から前回の資金運用部会の議論につきまして、御説明を頂戴いたしますので、よろしく申し上げます。

石川資金運用課長

それでは、タブレットにございますマル4、資料1「前回の議論について」のファイルをお開きください。

1ページ目以降に、前回御議論いただいた際にいただいた御意見について、ポイントを整理したものでございます。簡単に御紹介させていただきます。

まず1ページですけれども、大きく分けて以下のような議論があったということございまして、まず、「GPIFの運用に求められる基本的考え方」について御議論いただいた際に、4つほど御意見をいただきました。

それぞれ、一番上ですと、基本的な考え方を今一度心によく刻む必要がある。2つ目ですと、改めて他事考慮ができないこと等についてしっかりと確認していく必要がある。さらには3つ目ですけれども、GPIFがESG投資などさまざまな活動をする中で、常に原理原則として戻るべきところは「専ら被保険者の利益」や「長期」であること等といったことで、基本的な考え方が重要であるといったような御趣旨の御意見をいただきました。

また、一番下でございますけれども、長期的かつ安定的に経済全体の成長の果実を獲得していくことは非常に重要、ただ、果実の形は実体経済が変動していく中で必ず変わっていくと思うといったことから、変化を把握しようとする努力をしていくことを期待する、という御意見をいただいたところです。

2ページ目に移ります。

「長期的かつ安定的に運用収益を確保するための取組」について、いくつかの論点について御審議いただきました。スチュワードシップ活動、ESG投資に関する御意見を御紹介いたしますと、一番上の御意見ですと、ESG投資についてS（社会）やG（ガバナンス）を含めた総合的な取組をしていただきたいということ。また、3行目ですけれども、ESG投資に取り組む際には、GPIFの公的運用機関としての性格ですとか、年金積立金が被保険者の貴重な保険料であるといったことに十分留意した手法をとっていただきたい、といった御意見をいただきました。

また、2つ目の御意見といたしましては、運用受託機関のESG投資のパフォーマンスについて、分かりやすく透明で適時のモニタリングと結果の公表をお願いしたい、といったような御意見。

また、3つ目ですけれども、ESG投資は中長期的な観点から必ず考慮しなければならない点であり、今後もやってくるべきである。今後も、しっかりやっている企業をプラス評価するという考え方に基づいて、ESG投資の評価をしていただきたい。このようなESG投資に関する御意見を前回いただきました。

また、その次のオルタナティブ資産への投資に関しましては、今後、規模を拡大するとしても、オルタナティブ投資に人員を集中していくことがいいのか、慎重に検討しなければならないのではないか、といった御意見をいただきました。

次の3ページに移ります。

「国民への情報発信」に関しまして、まず1つ目が、被保険者の拠出した保険料の運用状況を確認することができるようになっていくかという検証をお願いしたいということ。

また、2つ目ですけれども、これはGPIFだけではないけれども、年金に対する不安がまだ多いと思うので、情報発信について配慮をしていただきたい、といった御意見。

さらには、一般の国民向けの情報開示も今後強化して取り組むとよいのではないか。このような御意見を前回いただきました。

最後の「高度専門人材等の確保・育成」に関しましては、伝統的な資産以外への投資拡大に合わせて体制の強化は賛成である、ただ、民間との間で人が行き来する組織であるので、どのように内部統制の仕組みをつくれればいいのかについて、お伺いしたい、といった御意見を前回いただきました。

また、専門人材の確保は、あくまでも業務の必要性に応じて、運用のパフォーマンスを上げるために必要なコストを払っていいという観点で、ブレーキをかけながらやや抑制的に進めていただきたい、いきなりどんどんふやすのではないと理解を共有できれば、といった御意見をいただきました。

以上が前回の御意見を要約したものでございます。

その次のページ、参考資料は、前回10月3日の資金運用部会でお示した資料を改めて添付いたしておりますので、この後の審議においても適宜御参照いただければと思います。一部修正を加えている点がございますので、その点を御紹介したいと思います。

少し飛びますけれども、ページ番号で言いますと15ページで、「公的年金運用期間が母国市場に占める株式保有割合等について」という資料でございます。

この資料につきまして、前回、なるべく時点の新しい資料にしてほしいといった委員の御意見がありましたことを受けまして、時点の更新をいたしております。

下の米印の注に、小さくて恐縮ですが記載しておりますけれども、基本的に2019年時点の数字に置きかえた資料ということで、このような時点更新をしたということを御報告させていただきます。

他の資料については、前回の資料と同様でございます。随時御参照いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

神野部会長

どうもありがとうございました。

前回の議論につきましてまとめていただいたわけですが、特に御質問・御意見がなければ、よろしいですか、御確認いただければと思います。

前回の部会でも申し上げましたけれども、GPIFの次期中期目標に向けた議論を進めるに当たって、今回はGPIFから現状の取り組み等についてヒアリングをさせていただくと申し上げたかと思しますので、本日、GPIFから高橋理事長、三石理事、森審議役に御出席をいただいております。

それでは、早速ヒアリングに入りたいと思いますので、法人からGPIFの現状の取り組み等につきまして、御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

森審議役

審議役の森でございます。

資料2「GPIFの現状の取組及び課題について」をごらんください。

1ページめくっていただきますと、目次でございますが、前回のこの部会でお示しいただいた課題について、5つのものでまとめております。随時御説明さしあげたいと存じます。

めくっていただきまして、一番最初の課題でございますけれども「公的年金制度におけるGPIFの役割と長期分散投資」でございます。

その次のページでございますが「年金財政における積立金の役割」ということで、我が国の年金につきましては賦課方式ということでございまして、これは26年の財政検証になっていきますけれども、今回の財政検証でも人口構成は余り変わりませんので、2040年ぐらいからだんだんと私どもがお預かりしている積立金によりまして、年金財源を補充していくというような形は変わらないと存じております。

次のページでございます。「長期分散投資」ということでございまして、これは委員の皆様から御指摘をいただきましたけれども長期投資、年金100年ということでございますが、長期的かつ安定的に経済全体のうち成長の果実を確実に獲得していくことが重要ということでございます。先ほどの厚労省の御説明の中でも、果実の形がいろいろ変わっていくというお話がございましたが、その中、分散投資ということでございまして、基本ポートフォリオによる分散投資を基本としまして、世界中の経済活動から収益を得ると同時に、資産全体のリスクを抑えることが重要という考え方でやっております。これが専ら被保険者のため運用していくということにつながると考えております。

次のページでございます。「GPIFの運用実績・インカムゲイン累積額」ということでございまして、オレンジ色の線、これは前々回も御説明いたしました四半期ごとのぶれで、これ自体は大きくぶれておりますが、累積で見ますと67.8兆円ということで運用実績を積

み上げているところでございますし、そのうちインカムゲインという形でも半分近くとっておるところでございます。

次のページが「実質的な運用利回り」で、前回のこの部会で名目賃金上昇率プラス1.7%と今の目標と同じ目標をいただいたところでございます。これを最低限のリスクで確保しろというのが運用の目標でございますが、幸い私どもが市場運用開始した平成13年度以降の運用実績は2.87%でございますので、財政検証上の前提を大きく上回っており、年金財政に貢献しているというのが現状でございます。

次のページごらんください。「投資原則・行動規範」ということで、これは本中期計画期間の始まりに際しまして、機動的な運用ということ、私どもに投資原則・行動規範をしっかりと立てろという話ございましたので、それに沿ってつくらせていただいております。

次の課題でございます。「持続可能な投資収益を確保するための取組」ということで、次のページの「数字で見るGPIF」につきましては、何度か見ていただきますが、特に右下でございますがPRI、国連の関係の責任投資原則の組織でございますが、この評価でいいますと、戦略とガバナンスにつきましてはA+という最高評価をいただいております。

次のページに、我々の考え方としまして、GPIFの2つの特徴で、ユニバーサル・オーナーと超長期投資家というものを書かせていただいております。

ユニバーサル・オーナーにつきましては、まず広範な資産を持つということで、左下のほうに銘柄数がございますが、国内株式、外国株式等、代表的なTOPIXなりMSCI ACWIよりも銘柄を広範に持つ。これは株式だけでございますが、ほかの資産も同様でございます。

あと、資金規模につきましては、先ほど厚労省から御説明いただきました年金基金等の国際比較がございますが、2位の韓国の基金よりも2倍以上の資金量を持っているということでございまして、このユニバーサル・オーナーというのがGPIFの大きな特徴であると考えております。

そういうことでございまして、その下の矢印でございますが、我々としましては、アクティブで収益をとっていくことも重要でございますが、むしろ市場全体、さらにはその背後にある社会が持続的かつ安定的に成長することというのが大宗を示すインデックス運用等で利益を確保していく重要なところであります。

あと、運用会社に対しまして建設的な対話、エンゲージメントを促し、最終的には長期的なリターン率の向上というインベストメント・チェーンにおけるウイン・ウインを目指していくというのが重要であると考えております。

そこをもうちょっと具体的に申しましたのが次のページでございまして「GPIFとインベストメント・チェーン」でございますが、社会的な課題解決が事業機会と投資機会を生むということで、企業のほうも、そこに書いてございますがSDGs等、持続可能性ということ

で取り組んでいくことで事業機会が増加しまして、それに対応して、私どもの投資機会が増加していくという、ウイン・ウインのチェーンがあるのではないかと、我々は考えております。

次のページがスチュワードシップ活動とESG投資ということで、スチュワードシップ活動、先ほどPRI、今はA+という形で最高評価をいただいておりますけれども、これは2015年に署名をいたして順次取り組んできた成果でございます。法人内に専門部署を立ち上げまして、私どもは民間活動への影響に配慮するということがございますので、上場企業を対象としたアンケート調査を実施しまして、そのリアクション等も見ながら進めてきているところでございまして、各種報告書もしくは企業・アセットオーナーフォーラムの開催等を実施しているところでございます。

左下のほうでございしますが、我々、スチュワードシップ責任を果たすための重点課題としまして、今申したウイン・ウイン環境の構築とか、運用会社におけるスチュワードシップ推進活動の強化等を加えまして、最近では投資におけるESGインテグレーション、投資判断の中にESG過程を組み込んでいくということが非常に重要だと考えております。

そのページの同じく右側でございしますが、グローバルなイニシアティブ、これは特にスチュワードシップ活動、ESGの関係では最近盛んになっておりますが、こういうものにつきましても、インベスターの立場から参加させていただいておるところでございまして、

次のページが、インデックス活動におけるESGの投資の取り組みでございまして、

私どもは、前々回に御説明しましたように、インデックスにおきまして、各種総合的指数なりテーマ指数につきまして、順次取り組んでまいりました。ただし、このESGのテーマもしくはスマートベータも含めてですけれども、インデックスには多種多様なものもございまして、むしろこういうものにつきまして、私どものほうに候補として登録していただきまして、その中で私どももよりよいインデックスを採用できる環境をつくっていきたいということでインデックス・ポスティング制度というものを本年10月から導入しているところでございまして、

また、債券の関係でございしますが、グリーンボンドへの投資の仕組みということで、私ども、世界銀行グループが発行します格づけとかも高いものでございしますが、そういうグリーンボンドにつきまして、当然、投資一任でやっておりますので、我々自体は投資判断できないのですが、そういう機会をあっせんするような仕組みというもので、債券につきましてもESGを進めておるところでございまして、

次のページが「ESGに関する企業の意識、組織体制、活動の変化」ということで、右側が前回でございしますが、見ていただくと、小型・中型も含めまして、ESGに関するところの意識、議論、組織体制等について変化があらわれております。

特に四角囲みの中を見ていただきたいのですが、ESGに対する取り組みを経営として取り組むべきという認識が広がっており、取締役会とか経営会議とかでも議論が繋がっている。もしくは、私どものESGに関するインデックスがございしますが、そこに入ることを目標

として取り組んでいらっしゃるところもあるということで、いろいろ変化が生じております。

そういうことで、課題と今後の対応のところでは、このような活動につきまして、体制の強化が必要であるということとともに、一番下でございますが、ESG投資につきましては、PDCAサイクルを回すことが重要でございます。それも含めまして、昨年度から出させていただいておりますESG活動報告につきまして、さらなる質の向上が必要だということで考えております。

次のページが「運用対象の多様化」で、特にオルタナティブという形でいただいております。

オルタナティブ投資につきましては、今までの伝統的資産とリスク・リターン特性が異なる、そのリスク・リターン特性が異なるものを組み合わせて、資産全体のリスク・リターン特性を向上させるということで始めております。

本中期目標では資産全体の5%となっておりますが、今のところは0.26%となっております。これを仮に当初の目標どおりに、従前の伝統的資産と組み合わせて、リスク・リターン特性を向上させるということになりますと、0.26%では足りないではないかということで、この考え方に鑑みますと、資産残高がさらに積み上がる見通しでございます。

次のページでございます。オルタナティブ投資につきましては、初め、投信の購入ということから2017年度から投資一任契約に基づきましてファンド・オブ・ファンズ方式の投資に取り組んでおります。この際には、やはり運用会社のほうとの利益の一致というのが重要でございますので、成功報酬なりセイムポートといたしまして、向こうの担当者にも資金を入れていただくとかをしまして、きちんと運用できるように取り組んでまいりました。

その上で、この部会で認めていただきましたLPSを視野に入れて準備を進めておるところでございます。

具体的な事例が、その次、写真で書いてございます。これは、私ども、ファンドを通じて長期的にわたり、安定的な利用料の収入や家賃収入が見込める案件を、現在、コア型ということでございますが、中心に投資をしているというところでございます。

オルタナティブ投資のリスク管理、これはこの部会でも累次御指摘いただきましたが、非常に重要な課題だと考えております。右側の下のほうにございますが、オルタナティブ投資について、特に必要とされるリスク管理項目というのが+の下のところでございますが、1つはその個別性が高うございますので、アセットクラス固有のマネージャーの専門能力、つまり目きき能力、あと、不動産インフラ、プライベートエクイティもそうなのですけれども、中期運用に適する組織の安定的な継続性というのが非常に重要かと考えています。あとは、株式とかと違いまして、要するに、毎日市場で評価されるわけではございませんので、その資産価値評価の妥当性というのが重要でございます。

そこに対応するために伝統的資産を含めましてリスク管理を行っている運用リスク管理室のほか、オルタナティブ投資室の中で、フロントのほうでよく見ていただくというの

が重要なのですけれども、三角形の右下のほうでございしますが、オルタナティブ投資室ミドルということで、きちんとマネージャーにおきまして、組織体制等を含めましてモニタリングする、この三角形でオルタナティブ固有のリスクに対応しているというところでございします。

「オルタナティブ投資の課題と今後の対応」ということでございしますが、これを引き続き強化していくということになりますと、ファンド・オブ・ファンズの投資に比べまして、今、準備を進めていますLPS形態の機関投資家の戦略的共同投資とか、LPSとなると個別ファンドに投資もできますので、そういうものを含めまして、私どもはリスク体制等を含めまして、より強化していく必要があると。当然、運用戦略の拡充・高度化ということで、真ん中にありました運用会社を通さない形になりますので、ある種、リスクが抜ける、もしくは費用がかからない面はあるのですが、他方、私どものほうで高度化が必要だという話でございします。

その下のほうでございしますが、このオルタナに関しましては、非常に多種多様でございしますので、リーガル部門等のミドル・バック業務の体制の強化も必要でございしますし、オルタナティブ投資につきましては、どんなものを買っているのか、この部会でもいろいろ御心配いただきましたレピュテーションリスクもございしますので、これに関しまして丁寧な情報発信のあり方についても引き続き検討していきたいと考えております。

次のページが長期運用の考え方や取り組みについての国民への情報発信でございします。

めくっていただきまして「情報発信の強化」でございしますが、前々回のこの部会でも御紹介いたしました「GPIFって、なに？」、いわゆる年金制度から積立金の役割を解きほぐしていったものでございしますが、これは好評で、3月の作成以来、半年で1,500部を物として配付しておりますし、ホームページでもダウンロードしていただいているところでございします。

その次の「情報発信の強化」は、前々回御説明いたしましたので、25ページは飛ばしていただきまして、26ページも前々回の概況書の変化、ESG活動の報告等について、お見せしたところとございまして、27ページも私どもの全国誌の取り上げなり海外メディアでの関連記事等でございします。

前々回、私どもの活動に関しまして、一般国民の方はどうかということでお尋ねございまして、GPIFの活動に関する理解度というものを追加しましたので、御説明いたしたいと思えます。

これは、広報効果測定結果ということで、1,000人の方々、これはインターネットで調査しておるところでございしますが、GPIFにつきましては5割以上の方が「見聞きしたことがない」ということでございします。そういうことで、まだ認知度はそこそこかなと考えています。

ただ「あなたはGPIFをどの程度信頼できると思いますか」という話につきましては、徐々に伸びてきております。「信頼できない」も3割なのですけれども「信頼できる」も3割

ということで、ちょっと細かいのですけれども、内容まで詳しく知っているという方に関しては、7割近くの方が「信頼できる」という形で評価していただいています。我々としては、この認知度を上げると共に、GPIFの信頼性のことを高めていくという活動が重要だと考えております。

次の29ページでございますが、ESG投資につきましても8割の方が、GPIFがESGに配慮した投資をしていることについては知らず、まだまだ低うございます。これもわかりやすく発信していく必要があるかと思えます。

その次のページでございますが「累積収益に関する認知度」につきましても、前々回も御紹介いたしました。私ども広報担当者のほうで、記者さんにいろいろ個別に事前レク等を行っている関係もありまして、GPIFは知らなくても、18年度の第3四半期で14兆円マイナスになったということは64%の方が知っていらっしゃるという結果なのですけれども、市場運用開始以降、56兆円の累積収益があるということも、その中の3分の1は認知しているということでございますので、累積収益に関して認知していただくということも地道な活動でございますが、重要だと考えております。

その次が、我々だけではなくて、いろいろなアセットオーナーに関与している運用機関からどういう評価を得ているかにつきまして、書かせていただいています。

これは、我々が使っているところだけではなくて、我々が使っていない運用機関も含めてということでございますが、他のアセットオーナーと相対比較で言いますと、51%が「大いに評価する」、31%が「概ね評価する」ということで、8割の方が評価するという形でございます。

その理由につきましては、情報開示レベルが詳細で透明性が高い。

英語での発信も多い。

調査分析情報の公開もしている。

SNSというの、他のアセットオーナーに先駆けている。

スチュワードシップのレポートとか、新しいESGのレポートというのも発行しているということでございます。

その中で、ほかにもGPIFが取り組むべき広報・情報開示につきましても、2つ紹介させていただきますと、幅広いメディアへ一層露出拡大等を通じて、インベストメント・チェーン全体による社会的課題の解決に向けて主導的な役割を果たされることを期待していますという話と、やはり、この部会でも御指摘いただいていますけれども、やはり、年金制度全体に関しまして一般国民の認知は高くないように感じられるので、そういう理解度を引き上げる取り組みは、GPIFとしてももっとやったほうがいいのではないかと御意見をいただいているところでございます。

次が「高度専門人材等の確保・育成」でございます。

組織・人材につきましては、皆様方の御高配もいただきまして、他の独法よりは処遇等につきましても高目の対応をさせていただいているところでございます。

組織につきましても、2015年に理事を2名にいたしまして、オルタナティブ投資室、リーガル部門の強化、リスク管理部門の独立等がございますし、2016年にはスチュワードシップということで、推進課を設置。2017年にはガバナンス改革ということで、経営委員会、監査委員会ができ、2018年には調査数理室。2019年は、運用につきまして、フロント部分はよりフロント部門に専念できるような形で、バックオフィス業務をやる運用管理部というものを改組した取り組みで、いろいろ工夫をしておるところでございます。

その次が「高度専門人材等の確保・育成」ということで、プロ職員といえますか任期付きの職員につきましても、24名、この間、採用したところがございます。

前回の部会におきまして、このような方々、民間との交流はどのようになっているのかという話をいただきました。我々が採用するときに、この高度専門人材につきましても、GPIFに入ると求職活動がしにくいという話がございます。なので、私どもも工夫いたしまして、例えば、やめたいという場合におきましては、他部署に異動することによりまして求職活動が容易になるとか、そういう形でいろいろ高度専門人材の確保と、いわゆる情報等の機密確保を両立するような取り組みを進めておるところでございます。

その次は「高度専門人材等の確保・育成」ということで、運用資産額も、今の財政検証ですと159兆円から193兆円と推移しています。その中で、強化が必要な4分野ということで、特に、そこに挙げました1、2、3、4のところ「運用の多様化・高度化への対応」という、例えばオルタナティブとか「サステナビリティを重視した投資活動の推進」ということで、スチュワードシップ、ESG活動。

あとは「リスク管理・内部統制機能の強化」ということで、リーガル機能の強化とか運用リスクの管理の高度化、あるいは、どの金融機関、運用機関もそうなのだと存じますけれども、ITの活用というのが非常に重要になっておりまして、その中で先端技術の活用、データマネジメントの強化ということで、人材等の確保というのが重要課題だと思っております。

その次は「内部統制体制の強化」ことございまして、これは経営委員会という仕組みができましたのも、ガバナンス強化ということでございまして、内部規程について網羅的に点検していただいたと。

あと、新任研修。

また、一つ飛ばしますけれども、コンプライアンス強化月間には、全職員を対象として、毎年研修を実施している。もしくは、コンプライアンスメールマガジンといたしまして、メールマガジンで気をつけるべきこと、セクハラ・パワハラとか含めまして、いろいろな点につきまして定期的に配信しまして、意識づけを徹底していくとともに、コンプライアンス委員会で定期的に確認しておるところでございますが、前回、御指摘いただきましたように、組織が大きくなることで生じる内部統制上の課題の把握は非常に重要な問題でございますので、今後ともコンプライアンス体制の一層の強化を図るべく、いろいろ工夫をしていきたいと考えております。

高橋理事長

理事長の高橋でございます。

内部統制の件につきまして、私自身、内部通報の取り扱いが適当でなかったということで、先月、経営委員会から懲戒処分を受けております。このことは私自身も大変重く受けとめておまして、まことに申しわけありません。

このことを重く受けとめて、今後、内部統制の強化に努めてまいりたいと思っております。今回は御迷惑、御心配をおかけして、まことに申しわけありませんでした。

神野部会長

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

GPIFのほうから、現状の取り組みについて、資料に基づいて御説明を頂戴したわけですが、本日はヒアリングでございますので、委員の皆様方から御質問、または御意見・コメント等々あれば頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

熊野委員

御説明ありがとうございました。私からは3点、意見という形で申し上げさせていただきます。

まず、スライドの22ページ「オルタナティブ投資の課題と今後の対応」ということで、全体的に資料の定性的な御説明を多くしていただいたと思います。中期目標の議論に当たっては、定量的な情報の提示をより行っていただきたいと思っております。

オルタナティブ投資でございますけれども、資産残高は大体4000億強ということでしたが、これまでのリターンがどれほどあったのか、そして、リスク管理の人員体制が資産規模に合っているかどうかということ。今後、投資を本格化させるに当たって、妥当性を議論するための材料というのが示されておりませんので、中期目標の検討に当たっては、その観点の資料の提供をぜひともお願いしたいと考えております。

また、オルタナティブ投資は、投資先が非常に多様と御説明いただきました。不透明な取り扱いをされると、被保険者としてもやはり不安は大きくなってしまいます。ぜひともGPIFには、一般の方にもわかりやすいものとなるような情報開示の工夫をあわせてお願いしたいと思います。

それと、戻って恐縮ですけれども、先ほどの7ページでございます。

実質的な運用利回りについて御説明いただきました。財政検証上の前提を大きく上回る運用実績を獲得されているということでしたけれども、運用の目標については、1.7%最低

限のリスクで確保するとおっしゃっていただいています。本当に目指すものは何なのかということ、最低限のリスク、そして、年金財政のことも踏まえ、こちらについては引き続きの議論をお願いしたいと思います。

最後に36ページ、内部統制の話をお説明いただきました。理事長からも言っていただきましたけれども、やはり大きなテーマです。投資についてはESGとオルタナティブが課題ということですが、全体の最大の課題は体制の強化だったと思います。内部統制の盤石化ということについては大前提でございますので、引き続きお願いしたいということです。

私からは以上です。

神野部会長

GPIFのほうからコメントをいただければと思います。

森審議役

熊野委員、どうもありがとうございました。

言われたことは本当にもっともございまして、オルタナティブ資産につきましては、まだ規模は小そうございますので、全体のパーセンテージで書いてございますし、資産額自体は概況書とか、もしくは資産をどこに投資しているか、マネージャーごと等につきましては概況書に書かせていただいています。御指摘のうち、債券的なものがどのくらいあるのか、株式みたいなものがどの程度あるかにつきましても、そもそもオルタナティブ資産をどのように位置づけるかという議論もございまして、今後、額の増減に応じまして検討していくべき課題だと考えています。オルタナティブ投資につきましてはいろいろ御不安があるかと思っておりますので、丁寧な開示を進めていくということにつきましては、おっしゃるとおりでございます。

また、内部統制につきましてもお言葉をありがとうございました。これは、国民の大切な年金資金積立金を預かる上の前提というのは、まさにおっしゃるとおりでございますので、今後とも徹底してまいりたいと思います。

実質的な運用利回りにつきましては、これは年金財政の貢献、もしくは最低限度というところで我々も時々悩むところではございますが、市場を見つつ、ポートフォリオを踏まえ、実施していきたいと考えております。

以上です。

神野部会長

ありがとうございました。

ほかはいかがでございますか。

どうぞ。

大野委員

御説明いただきまして、ありがとうございます。

今後、高度な専門性を持った方々の採用を進めていかれる予定であると伺いました。これまで増やしてこられた運用専門職員数は任期付きで、今度、また民間に戻られる場合には、その方々の求職活動のことも検討しなくてはいけないということも御説明いただきました。

求職活動に関する検討も必要かと私も思いますが、それと同時に、非常に高度な専門性を持った方々に、長期的な観点からその業務に携わっていただくということで、専門性を持った方々を長期的に確保していくという必要性も同時にあるのではないかと考えます。ですので、外に出られたいという方々の意思を尊重して、求職活動ができるように何か対策をとられるということは一方で必要なことかなと思いますけれども、もう一方では、より長く定着していただき、知識を積み重ねていくというような対応も同時に必要ではないかと思いました。そういうところを少し御検討いただければと、一つ思った次第です。

あと、もう一点、非常にささいな点なのですが、広報活動について伺えれば幸いです。一般の方々の間では、GPIFの認知度がまだ半分ということではございますが、やや下回っているということで、これだけ広報活動をされているので微増ぐらいはあるのかなとも印象もありましたが、実際には2年間での微減でした。対象が1,000人だけの調査ですから、サンプルのとり方でこういった結果になってしまったのかもしれませんが、いずれにしても、一般の方々への認知度が、まだそれほど目立って向上しているわけではないのだと思います。

ただ、一方では、内容をよく知ってくださる方のGPIFに対する信頼度というのは非常に高いという結果も同時に示されていますので、このあたりの検討も引き続きお願いできればと思います。

以上です。

神野部会長

ありがとうございました。

定着性の配慮とか認知度のことについて、コメントをいただければ。

森審議役

ありがとうございます。

高度専門人材で入ってきていただく方、特に公的年金という形で志を持って私どものほうに来ていただける方が多いと存じておりまして、それは本当にありがたい話だと思っております。

たてつけとしましては、私どもは独法でございますので、給与の体系をつくるときに任期付きの方を高くという形で行っておりますが、良い方につきましては、志もございませので、長期的にきちんと見ていく体制、こういうものは中での検討、個々の人事での流れになるかと思っておりますが、図っていかなければならないかと存じております。これが1点目でございます。

あと、広報活動につきましては、逆に皮肉な話でございますが、例えば、私どもが巨額損失を出したとか、そういう形になりますと、非常にGPIFの認知度が上がるということもございませ。とはいえ、地道にGPIFにつきまして御理解をいただくということは重要なことでございますので、今後とも、可能な手段を講じまして実施していきたいと考えております。

三石理事

補足をよろしいですか。

神野部会長

どうぞ。

三石理事

どうもありがとうございます。

最初のところの高度専門人材の採用のところですが、私は実際にそれを担当している理事でございますけれども、面接をやっていて感じますのは、やはり皆さん、金融業界でスキルについて、専門性について、相当高い自負もお持ちでございます。もちろん公的などころで働きたいという意向もありますけれども、そのスキルを生かして、かつ、それが自分のキャリアアップにつながっていくかどうかというところに大変高い関心を持っております。そういう意味で、運用の高度化・多様化という方向性そのものが、実際にプロの方々を採用させていただいて、その方々に、なるほど、この法人であれば長く働いていきたいと思わせる、まさに働く方と我々法人とのアラインメントになるかと思っております。

そのためには、何をもっても重要なのは給与面でございます、現実問題として、せつ

かくいい人がいても、はっきり言ってしまえば民間セクターのほうにとられてしまうというケースがままございます。せっかくプロフェッショナルの給与制度も持っているところでございますけども、やはりこの給与の面も含めて、予算的な手当というのはどうしても必要なのかなと感じているところでございます。

神野部会長

よろしいですか。

ほかはいかがですか。

金井委員、どうぞ。

金井委員

御説明ありがとうございます。

オルタナティブ投資のリスク管理についてお聞きしたいことがございます。

投資の形態を工夫したとしても、海外の不動産に係る正確な情報を得るには、民間では相当な困難を伴い、多大な投資が必要なケースが多いです。GPIFの特徴として、何かその点について、有利な点がありましたら教えてください。

それから、高度専門人材等の確保・育成に伴う内部統制の体制の強化についてもお聞きしたいことがございます。

お互いに顔がわかる100名程度の組織と、それを超える人数の組織では、内部統制のあり方がかなり変わってきます。GPIFは、今後組織が大きくなっていくことにより体制強化の必要性が高まっていくことをよく認識されていますので、規定や組織の点検を既に実施されているものと思います。

体制を整備した後は運用のモニタリングも重要となってきますので、その点について、今後、継続的にお話を聞く機会をいただければ幸いです。

本日は2点お聞きしたいと思います。

内部通報制度については、組織で適切に対応していくには相当の資源の投入が必要だと認識しております。GPIFの今の体制についての内容を教えてください。

もう一点、不適切な事象の発生を防ぐには、研修は非常に大切だと思います。新規の職員に対して、原則、入社当日にコンプライアンス研修を実施されているということですが、内容を大まかに、また、そのような研修は継続的に行われるのかどうか、そして、研修を担当する部署はどこなのか教えてください。

以上です。

神野部会長

どうもありがとうございます。

2点、後者のことについては2つ御指摘いただいていますので、これはGPIFのほうで。

浜崎オルタナティブ投資室企画役

オルタナティブ投資に関連しまして、御回答を申し上げます。

先ほどの、モニタリングに関して、どういった情報収集上のメリットがあるのかといったところの御質問に関しまして、御回答を申し上げます。

現状、19ページに記載がございますとおり、ファンド・オブ・ファンズ方式でオルタナティブ投資のほうを行っておりますが、情報に関しましては、主にこのファンド・オブ・ファンズのマネージャーのほうから入ってくるというところになります。御存じのとおり、GPIFの投資規模は大変大きなものでございまして、このマネージャーといたしましても、私どものマニフェストに対応するための投資部隊を設けまして、大変密なコミュニケーションもっております。

投資判断自体はファンド・オブ・ファンズマネージャーが行いますけれども、非常にタイムリーな形で実際に投資の活動の概要につきましては、私どもに説明をしてもらえるような体制を既に組んでおりまして、そちらのような密なコミュニケーションを通じたモニタリングということが、一般的な機関投資家と比較いたしましても非常にメリットがあるところと考えております。

森審議役

コンプライアンスについては、私のほうから御説明させていただきます。

まず、職員と役員でございますが、理事長、経営委員等につきましては、経営委員会、もしくはそのもとで監査委員会という形で、内部通報、外部通報を受け付けているところでございます。

職員等につきましては、コンプライアンスオフィサー、私が兼任しておりますが、やらせていただいているところでございます。これも、私どもに通報したくないということでございますと、外部で匿名で通報できる弁護士さんもございますので、そういう外部の窓口も設けておるところでございます。

通報があるときとないときということもございますが、私のもとに3名、コンプライアンス担当の者がおりまして、忙しくなると大変なのですけれども、今、そのような体制でやっておりますが、今後、内部通報なりコンプライアンス体制というものも強化していかなければならないと存じております。

また、コンプライアンス研修について御質問をいただきました。コンプライアンスに関

する規程は読んでもなかなか難しいところがございますので、コンプライアンスハンドブックというものをつくっております。それにつきましては、初任者研修としまして、コンプライアンスハンドブックの内容について、かみ砕くような形で説明をさし上げているところがございます。

また、毎年1回、先ほど、機動的運用の関係ということで説明した、行動規範等がございますが、これにつきましても、それをブレイクダウンした形で全職員に確認をさせていただいているところがございます。

また、仮に不祥事が生じた場合には、職員に関しまして別途、特別の研修を実施することで、まだまだ不十分な点はあるかと思いますが、コンプライアンスの強化に努めております。

神野部会長

ありがとうございます。よろしいですか。

ほかはいかがでございますでしょうか。

白杵委員、どうぞ。

白杵委員

ありがとうございます。

3点、感想というかコメントを申し上げたいと思います。

1つ目はESGでございますけれども、投資を通じてウイン・ウインの関係をつくり、その社会的な課題の解決を促すということについては、大変、志としても高いですし、結構なことだろうと思います。

ただ、杞憂かもしれませんけれども、2つ留意したいということがございまして、1つは、社会的課題の解決を余り強調し過ぎると、逆にいろいろな政治的な介入とかそういう問題も出てきますので、そういう恐れつまり、世の中に役に立つのだから、こういうところに投資しろというようなことにもなりかねませんので、そこはあくまでもリターンの向上のためにやっているのだということを、広報と関係するのかもしれませんが、きっちり考えていただきたいということと、それと同時に、前回もございましたけれども、今回の16ページの最後にもありますけれども、その効果の検証というところをきっちりやって開示していただきたいということが1つでございます。

2つ目がオルタナティブですけれども、これは確かにアセットに対する割合を考えても、なかなかミーニングフルな意味のあるリターンの向上までに行くのはかなりの金額が必要になると思うのですが、ただ、やらないというよりはやると。ただ、目標をいつまでに幾らということを決めると、これはいろいろな質のよくないものをつかむような可能性も

ありますので、少しずつ進めていくということ。

例えば、御案内のとおりですけれども、アメリカの上場企業は、この20年間で半分、8,000から4,000ぐらいになっているという話もありまして、実質的にプライベートなマーケットのほうが成長性も非常に高いというようなこともありますので、投資機会を広い視野で確保する、リスク分散を図る意味からも進めていただきたい。

組織としてGPIFのエッジがどこにあるのかということも確かにいろいろ検討課題ではありますが、やりこいう分野というのは人の問題ですので、適材を確保していただいて、適切なインセンティブを与えるというような工夫も含めて、少しずつで構いませんので進めていただければいいのではないかなと個人的には思う次第です。

3番目に広報で、今の2点とも絡みますけれども、きっちりやっていただくということと、先ほどのお話にもございましたように、多分、広報の効果が問われるのは、有事というか、150兆円ですか、今ある運用資産を考えると、1割、2割、例えば30兆円ぐらい1年で損を出すということは、今のポートフォリオからすれば非常にあり得ることですので、そのときにきっちりリバランスをすとか、あるいは場合によってはチャンスと見て、オルタナティブのマーケットにある程度、エクスポージャーを出すとか、そういうことをしていくためにも、長期投資とかリスク分散ということを、引き続き広報していただきたいというのが3点目でございます。

以上です。

神野部会長

ありがとうございました。

3点御意見を頂戴いたしました。お願いいたします。

小森市場運用部次長兼スチュワードシップ推進課長

ありがとうございます。

最初のESGにつきまして、お話をさせていただきたいと思います。

私たちのミッションは、あくまでもの長期の投資の中で、年金財政から課せられたリターンを確保することですので、ESGにつきましても、あくまでも私たちは手段として、例えば、長期の投資にわたる中での外部不経済を排除しながら、あるいはコントロールをしながら持続可能なリターンを獲得する為のツールとして取り組んでおりますので、この柱は絶対に揺らぐことがないようにというのは、内部では、統一されているところでもあります。

特に影響力が強いという部分は、実感しておりますので、中で十分な議論を経た上で、常に取り組んでいるところです。

もし、今後もこの点について御意見、ご指摘の部分がありましたら是非お願いいたします。

神野部会長

ありがとうございます。

2点目と、広報の3点目は、どなたですか、特にコメントはありませんか。

三石理事

特にコメントは、ございません。

神野部会長

よろしいですかね、臼杵委員。

ほか、いかがでございましょうか、

どうぞ。

徳島委員

それでは、大きく2つほど申し上げたいと思います。

まず、最初に資料14ページ目のところ、スチュワードシップの関係でインデックスのポスティングの話が出てまいります。このことに関連してインデックスのあり方とか、インデックス運営会社が基本的には純資産額に比例してフィーを得ているといった構造が本当に適切なのかどうか、組入れ銘柄の選定等に際してガバナンスが適切に行われているか、といった点に着目します。特にGPIFのような巨額な資金の運用を対象とするインデックスは、それだけでインデックス運営会社が大きな収益を上げることになる結果が予想されます。果たして、適切に運営されているかどうかということを、GPIFからメスを入れていただけたらと思います。

2点目と3点目は、若干絡むので大きく二つと申し上げたのですが、リスク管理に関連したものでございます。

GPIFでは、資料の33ページにもありますとおり、リスク管理のセクションを投資戦略部の中の運用リスク管理課から独立させ、運用リスク管理室という形で別枠にされました。

これは、極めて適切な取り組みだと思いますし、民間の金融機関、投資家等も、概ねこのような歴史をたどってきました。

運用リスク管理室の担当範囲の中では、オルタナティブ投資のリスク管理とか、いろいろ

ろ細かいことも山ほどあるのですが、実は、GPIFという法人は、言わずもがな運用をするエンティティです。そういった意味では、運用リスク管理というのは、実は、GPIFの組織全体のリスク管理、さまざまな経営リスクですとかを含めて考えていく必要があると考えます。民間の金融機関の場合には、最近では、統合リスク管理とか、そういった組織の設えになっていますので、将来的には、そういう方向を目指していただけたらと思います。

3点目は、それに絡むのですが、現在、運用リスク管理室の所管が企画総務担当の理事になっていらっしゃるようです。GPIFが運用をメインの業務とする法人であることを考えますと、企画部門と運用リスク管理は、若干利益相反ないし、バッティングするケースがあり得ると思います。

民間の場合には、リスク管理に関しては、全く別な体制とし、極端な場合には、経営直結といった形にされていらっしゃるケースもあります。

現在のところ、GPIFで、理事の分担が問題になっているとは思いませんが、将来には、例えば、理事長直結ないし、GPIFの中で、理事とコンプライアンスオフィサーの関係を明確にしておくといった考え方も必要になるのではないかと考えます。

以上、3点申し上げました。

神野部会長

これについては、いかがですか、インデックスの議論を初めとして3点いただいておりますが、どうぞ。

三石理事

私のほうから、後ろの質問のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、運用リスク管理につきましては、御指摘のとおりでございます。単に運用のリスクだけではなくて、いわゆる業務上のリスク、法人全体で言えば、エンタープライズリスク全体を管理する必要があるというのは、御指摘のとおりでございます。

現状では、運用については、文字通り運用リスク管理室が担当し、それから、業務リスクなどにつきましては、企画が担当するという形で分かれておるのですが、このやり方がいいのかどうかということについては、また、委員の先生方の御指摘などもいただきながら、今後、そのあり方を検討していきたいと考えております。

なお、私が、確かにリスク管理については担当しておりますが、その経緯といたしましては、一方で、運用を担当しているCIO、運用担当の理事がいます。2人の理事がいる中で、運用担当の理事を牽制するという意味で、私が担当しているわけでございますけれども、これが本当に究極的な姿としてよろしいのかどうか、理事長の直結がいいのではない

かという御意見もあろうかと思えます。

実際に、運用リスク管理委員会という委員会が、全体の運用リスクのモニタリングをやっております。こちらの委員長は、理事長でございます、そこでの整合性をどう考えるかと、いろいろ課題はあるかと思えますので、ぜひ、各委員の先生方に御指摘をいただきながら、この点も、次期中計等で検討していきたいと考えております。

それから、インデックスについてでございますけれども、確かに、私ども運用機関に對しましては、いろいろなエンゲージメントを行って、実際に、運用機関と私どもとの間の、いわゆるアラインメントを追求するような形をとっておるのですけれども、御指摘のとおり、インデックス会社は、特に私どものようなパッシブ中心の運用機関にとってみると、大変重要なパートナーでございます。こちらとのエンゲージメントが、今までなかなかなかったという面がございます。

そこで、御指摘がございました、インデックス・フィーの問題については、今後、直接契約も含めて、インデックスのあり方というものを考えてまいりたいと思えます。

また、ポスティング制度をとることによって、世の中で一番よいインデックスを採用するようなシステムもつくり上げていきたいと考えておりますので、そういった点で、御指摘の方向で努力をさせていただきたいと考えております。

神野部会長

ほかに、いかがでございますか。

河村委員、どうぞ。

河村委員

御説明ありがとうございます。

2つに分けて、意見と質問とあるのですけれども、お尋ねさせていただきたいと思えます。

きょう、いろいろ御説明をいただいたのですけれども、次期中期目標をどういうふうに設計するかということに関して、御説明をいただいたと理解しています。

ですので、やはり、いろいろ言っていただいて、他の委員の方々も意見が出ているのですけれども、これまでの中期目標期間とは、違う課題がいろいろ出てきていると。いろいろオルタナティブの話であるとか、ESGの話であるとか、やはり、新しいことをいろいろとやっていらっしゃる、そのための体制強化が必要だということで、リスク管理とかも含めて、では、新しくいろいろ加わってきた新しい課題に対して、どういう体制を整備していくのかということ、やはり次期中期目標の重要な1つの柱として、具体的に、ぜひ書き込んでいただければと思っております。

これは、意見です。

もう一つの意見は、情報発信のところですか。これもほかの委員の方からも指摘が出ていますけれども、これまでプロ向けへのいろんな御説明というのは、本当にいろいろ御尽力くださっていて、きょうも御説明いただきましたように、その効果というの、それなりに上がっていると認められているということで、それはいいと思います。

次期については、そここのところも続けていろいろ御尽力いただくのと同時に、やはり、一般向けの理解度を上げていただくということを、ぜひ、中期計画の中の柱にさせていただけたらなと思います。

いろいろパンフレットとかもつくっていただいでわかりやすい。でも、どちらかというと、年金制度そのもののほうですね。ですから、次は、ぜひ運用のところ、専門的なところは、みんなわからなくてもいいのだということではなくて、今の金融の潮流、異常なほどの超低金利で、どれほど大変な思いをしているのか、短期金利も低いし、長期金利もつぶされているしというような状況で、そういったことを、やはり一般の国民も基本的なところはわかっておく必要はあると思います。ぜひ、そういったところの御説明もお願いしたいです。

あと、理解度のところ、きょうも御説明くださって、こういう調査もやっていらっしゃるのだなということが、28ページのあたりですが、わかったのですが、これもなかなかそう簡単に測定できるものではないのだろうなということは理解いたします。

ここでは、インターネットの調査結果で、ネオマーケティングさんというところでやっていた結果をお示しいただいていますけれども、こういった形でしか、なかなかまだつかめないものなのかなとは思いますが、できれば、次期中期目標を立てるに際しては、もう少しより客観的になるような、それで定点観測ができるような枠組みがうまくとれないかどうかということを、ぜひ御検討していただいで、こういったあたりも、中期目標が難しければ、中期計画のほうでもいいのですけれども、こういったあたりで数字をとって理解度を上げていくのか、そういったところを目標にとつていただけたらなと思うのですが、その点、まず、いかがかということをお尋ねしたいと思います。

願わくば、マスコミが、いつも定点観測で世論調査をやっていますね。ああいう中に、まさかGPIFのことまで聞いてくださいということは、なかなか入れてもらいにくいとは思いますが、あのような形で、よりもう少し対象を広げたような客観的な調査とかができればなと思いますが、まず、そのあたりをお尋ねしたい。

まだ、残りの質問がございますが、お願いします。

神野部会長

ありがとうございます。

大きく2点ですが、これは、どなたに、森審議役。

森審議役

どうもありがとうございました。

まさに人材育成、もしくは組織の高度化ということ、どういうふうな中期目標、中期計画の中で落としていくかというのが、まさに重要な課題だと考えています。

これにつきましては、引き続き、本部会の御指導も得つつ、検討させていただきたいと存じます。

あと、広報につきましては、確かにインターネットで1,000人、ネオマーケティング、これは、独法なので効率的という形で、価格競争で落としたところでございますので、年4回という形で、私ども調査をさせていただきますけれども、これにつきましても、より効果的な測定方法、また、先生から御指摘をいただきました客観的な測定方法みたいなものにつきましても、引き続き、検討させていただきたいと存じます。

神野部会長

どうぞ。

河村委員

もう一つ、コンプライアンスというか、内部統制のところ、御質問したいと思います。

先ほど、金井委員から御質問くださって、少しお答えもいただいているのですが、やはり、GPIFさんのような組織の場合、民間を相手にいろんなお仕事をなさるわけですね。そこで、働く職員の方も、民間から行ったり来たりしていただくことが当然の前提で、それでももちろんいいと思うのですが、それゆえのリスク管理ということです。極めて重要ではないかと思えます。

私は、ほかの独法の仕事とかに少しかかわったりもするのですが、全然別の世界で、やはり、民間といろいろ接触があるような仕事をしているところですが、何か問題があったときに、その問題が本当に大きなことになってしまう前に、どうつかむかという、金井委員もさっき言っていたらっしゃいましたけれども、内部通報であるとか、それから、外部の通報というの、結構いろんなところから入ってくる、そういったところを組織としてきちんとしかるべきポジションにある方が、できるだけ早期にきちんと情報を得て、しかるべき対応をやっていくということが、本当に問題が大きくなってから、何かのきっかけでばんと出るようなこと、そういったことを未然に防ぐ上で、非常に大事なのではないかと思います。

その上で御質問しますけれども、先ほどの御質問に対して、それぞれ役員の場合に、どういう通報の経路があるのか、それから、職員の場合にということ、御説明をいただいたのですけれども、これは、職員の場合、通報先が森審議役になっているとおっしゃったの

ですが、森審議役、いつもこの場に来てくださって、いろんなことを御説明くださっていますけれども、森審議役の御職責は何なのか、ちょっとお尋ねしたいのです。経営企画全般とかの御責任を負っていらっしゃるのではないかと思うのですが、ちょっとお教えいただけますか、それで、チーフコンプライアンスオフィサーみたいなお立場も兼ねていらっしゃるということなのですか、済みません、そこだけお願いします。

神野部会長

森審議役、いいですか。

森審議役

どうもありがとうございます。

私の職責は、まず、この場で御紹介いただきますように、審議役ということでございまして、GPIFにおける重要事項ということで、特段の部局とは、直接は関係ないのですけれども、重要事項について審議することを担当するというのが、私どもの組織規程上の役割になっています。

あと、コンプライアンスオフィサーということで兼任させていただいていますけれども、通報自体は、私どもの企画部のほうに通報窓口がございますし、もしくは外部の弁護士がございまして、そこに一義的に来たときに、内部の関係はコンプライアンスオフィサーとして私がいろいろと調査等をするという形になっておりますけれども、組織の充実等も考えれば、また、違うやり方もあるかと存じております。

河村委員

いろいろ考え方はあると思うのですけれども、やはり、本当に根幹となるような業務運営のところにかかわっていらっしゃる方のところの通報が来るような仕組みで大丈夫なのかなという気はいたします。

やはり、組織の中で、どこか別のようなお立場でおありになる方のところに通報が来るとか、そこからきちんと流れるような形にさせていただくということが、非常に重要なのではないかと。

ですから、いろいろ伺っていると、コンプライアンスの体制の整備とかというところが、やや遅れぎみかなと、ですから、次期中期目標をお立てになるのに際しては、そのあたりをきっちりと確立していくということを、ぜひ、目標の1つに入れていただいて、もう少しいろいろ具体的に御説明いただけるように、御検討いただければと思います。

高橋理事長の件は、いろいろ報道も出ていましたので、正直申し上げて、心配して拝見

しておりました。

ただ、先ほど、理事長からお言葉をいただきましたけれども、非常に懸念しますのは、今回の件、非常に残念なことに、トップの理事長に関する件であると。でも、それがどうも、経営委員会なり監査委員のほうにすんなり伝わらなかったということなのではないでしょうか、そんなふうには、いろいろ報道とかから承知していますけれども、正直申し上げて、これで組織全体として大丈夫なのかなと、こういうことが起こって、いずれは、この会議で、また、来年の夏に業績評価の議論をするときに、そのときにきちんと議論をさせていただかなければいけないのではないかと考えておりますけれども、こういう事例がトップで出してしまうと、職員の方が、いろんなことを見聞きされたりとかしたときに、だって上の方だって伝えなかったのだからいいのではないかとなくなってしまわないか、そこは非常に懸念いたします。

そういった意味も含めて、しっかりと、本当に何か起こってからでは大変ですので、やはり、内部の通報、それから、外部からいろんな情報が入っていらっしゃることもおありになるのではないかなと思うのですけれども、そのルート設計、それから、組織全体への規律づけという面で、次期中期目標においてしっかりと御対応いただきたいと思っております。

以上、意見でございます。

神野部会長

承っておりますが、コメントがあれば、どうぞ。

森審議役

おっしゃること、まことにもっともでございますので、コンプライアンス体制につきましては、中期計画におきましても、きちんと検討してまいりたいと存じます。

神野部会長

ほかに、いかがでございましょうか。

どうぞ。

神作委員

ありがとうございます。

私から2点コメントと、それから、若干の御質問をさせていただければと思います。

スライドの16枚目でございますけれども、一番上の○のところ、スチュワードシップ

活動を、例えば、債券、ボンドなどにも広げていくということがうたわれています。

私は、GPIFがアセットオーナーとして、非常に熱心にスチュワードシップ活動に取り組んでくださっていることを、非常に高く評価しておりますし、日本版スチュワードシップ・コードの模範となった英国コードは、ことしスチュワードシップ・コードを改定して、アセットクラスを拡大するという決定をしています。

そのようなことを考慮すると、このようにアセットクラスを拡大して、スチュワードシップ活動に取り組むことは、方向としては大変結構なことだと思うのですが、2点留意すべき点があると思います。

これまでのスチュワードシップ活動の基本的な考え方というのは、機関投資家は保有する株式について、株主権を前提として、とりわけ議決権を中心にスチュワードシップ活動をしていくということであったと思います。

これに対して、ボンドの場合に、一体どのような形で、何を根拠にスチュワードシップ活動をしていくのかということは、もう既に検討されていると思いますけれども、そのあたりの方針を明らかにしておくことが重要であると思いますので、ボンドについてのスチュワードシップ活動の方針についてお尋ねしたいと思います。

次に、気になるのは、エクイティとデットの間で、利益相反が生じる点です。とりわけ投資先企業の財政状況が悪化してきたときは、むしろ両者は非常に深刻な利益相反に直面すると思います。

そのような局面において、1つのGPIFという法主体が、エクイティとデットについて、それぞれどのような態度で取り組み、この問題をどのように統合的に考えていくのかというのは、結構難問ではないかと推察しています。この点についても、既に何らかの方針とか、考え方とか、取組みがあるのでしたらば、それをご教示いただくとともに、もし、このような活動をしていくというのであれば、今、申し上げたようなことについても御配慮いただくとありがたいと思います。以上が、第1点目でございます。

第2点目は、スライドの35枚目でございますけれども、ここに運用資産額の推移というのが出ておまして、運用資産額がだんだんふえていくであろうという予想が示されています。それを踏まえ、資産残高の増加及び運用の高度化、多様化への対応の必要性が生じるということでございますけれども、もう少し遠い将来を考えると、むしろ運用資産を取り崩していく場面が当然に生じると思います。

運用資産がふえていくという前提で、専門性あるいはそういった投資のポリシーや技術を蓄えて洗練させていくことも重要だと思うのですが、将来、資産を取り崩していくときに、取崩しの方針や手法に関する専門的な知識だとか、専門的な経験、あるいは、取り崩しながら運用する場合の運用方針というのは、従来のタイプの資産残高の増加を念頭に置いた運用の高度化、多様化というのとは、また少し違う局面になるのではないかという気がしております。

その点についてご質問でございますが、運用資産が、いつぐらいから減少していくこと

になるのか、予想されていることをご説明いただきたいと思います。また、ただ今申し上げたように、資産を取り崩していくという局面で、とくに必要な高度化、多様化に備えた人材の確保、育成というのは、GPIFの中で意識されているのか、あるいは、そういった問題というのは、そもそも生じないのか、私は、法律を専門にしているので、全般的な外れの発言かもしれませんが、教えていただきたいと思います。

以上でございます。

神野部会長

これは、小森次長でよろしいですか。

小森市場運用部次長兼スチュワードシップ推進課長

難しい御質問をありがとうございます。

1点目について、お答えをさせていただきます。まさに、御質問の債券のスチュワードシップというのが、4年前に、私たちが持っていた要検討課題であったことは事実です。

なぜかといいますと、株式のスチュワードシップというのは、例えば、目に見えやすいというか、株主総会もありますし、IRミーティングも多ければ年に4回、少なくとも年に2回はありますので、また、それ以外にも企業によっては、ESG特定のテーマについてのミーティングを投資家とやるということも広がっておりますので、そういう意味では、IRの部隊、それから、経営トップの方々と投資家が直接接触する頻度というのは、ベースがかなり多いこともありますし、テーマも具体的ですので、まず、我々もそこから評価を含めて入りましたのは事実です。

過去4年間、このノウハウを、私たちに積んできまして、今、まさに準備中でありますが、債券のスチュワードシップのところでは、

私たちの運用機関を含めた、広く投資家さんに債券のスチュワードシップというのをどういうふうに行っているのかということ、広範囲にヒアリングをしました。今、私たちが持っているイメージとしましては、株式との大きな違いでいきますと、マチュリティというか、債券の満期、3年から5年あるいはこういう低金利ですので、今、どんどん長くなっていますけれども、この中で、企業側の窓口も株式とは違って、財務が窓口になるということが株式との違いの一つだと思っています。更に、短期、中期、長期の満期がありますので、債券のスチュワードシップをやっている方々のテーマとしましては、株式が、例えば、アップサイドのオポチュニティーリターンをとりに行く活動であるのに比べると、債券のほうは、満期までの業績、それから、ESGのリスクを含めた、ダウンサイドをいかに抑えるかという、この観点で議論が費やされていると思っています。

例えば、現時点から見た、向こう5年間の業績のダウンサイドのリスクであったり、あ

るいは、もしかしたら、特に今、中心になっています環境問題とか、あるいはサプライチェーンの問題等は、企業さんが一生懸命ビジネスの中でおやりになりながらも、投資家サイドが、むしろ先行してリスク情報あるいは環境変化の情報をつかんでいるケースもあります。そういうものを企業さんに投げかけて、自分たちは、こういうリスクの認識でいるのだけれども、ここに気づいておられますか、あるいは気づいておられるのならば、どのぐらいの手当をされていらっしゃるでしょうかというようなことを具体的にお話をされながら、話題の中心としては、いかにマチュリティまでのダウンサイドのリスクを投資家としてミニマイズするかということになります。

もう一つ、その関係でいきますと、エクイティとボンドの間の利益相反の話も、最近、出ているのは聞いています。英国が、御指摘のとおり、改定されたスチュワードシップ・コードの中で、スチュワードシップ活動を全資産に広げております。

私たち自身も、2年前に投資原則を改定しまして、ESGスチュワードシップの対象を全資産に広げた頃から、債券のスチュワードシップの研究を始めたところなのですが、恐らくこのテーマに関しては、時間軸の問題ではないかと理解しております。

私たちのように、長期の企業価値向上を目指すという立場では、長期的には、株式とボンドの間での利益相反は、生じるとしても非常に限定的になると思います。

ただ、これが、当面の満期日だけを見た投資家からすると、株式で、例えば、株主に対して高い株主還元を求めますということが、クレジットリスクに影響を与えかねない可能性もあるかもしれません。現時点では、時間軸の問題かと思われまますので研究を続けていきたいと考えています。次の機会には、スチュワードシップの債券の評価基準というものもお示ししながら御説明できるようにしたいと思っております。

森審議役

2番目の点、取り崩し局面につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

まさに年金積立金、今の考え方でいいますと、100年後には、1年分残し取り崩すという財政計画で、行われているものでございますので、いつかは、取り崩し局面が来るかと存じております。

ただ、今の段階で、財政検証の計画とかを見させていただきますと、名目で考えると、50年ぐらいは大丈夫かなという形でございますので、今の想定運用期間25年というのも資産の積み上がりというものを考えて立てておるところでございます。

ただ、取り崩し局面につきましては、今までと全然運用の方法が異なることは、マーケットインパクトも含めて、先生御指摘のとおりだと存じます。

これに関しましては、諸外国におきまして、負債を考慮した運用方法ということで、資産自体を二分して運用していくとか、いろんな例もございまして、私どもも市場環境を

見つつ、また、いろいろ研究をしていきたいと存じております。

神野部会長

ありがとうございます。

ほかは、いかがでございましょうか。

玉木委員、どうぞ。

玉木委員

広報関係で1、2申し上げたいと思います。

まず、ESGに関しまして、先ほど小森さんから、あくまでツールであるとか、明解な御説明がございました。

恐らく、ツールであるとおっしゃる裏には、ゴールではないというのがあるのだなと思いますけれども、その辺は、先ほど、まさに小森さんのお言葉の中にもブームというのがありましたけれども、余りGPIFは、その場に空気に流されることなく、どっしりと取り組んでいただきたいと思います。

また、こういったことを国民に粘り強く説明されていかれることが、長い目で見て被保険者の利益になるのではないかと思うところでございます。

また、そのような広報活動とか説明をやりましても、その結果というか、成果というか、アウトカムは、その場ではなかなか出てこないと思います。

したがって、この資料にもありますようなアンケートとかをやっても、別にすぐにあらわれるわけではないと思います。

このアンケートの数字を関数とすれば、変数は何なのだというときに、配ったパンフレットが1,500部という御説明もありましたけれども、これが150でなくて1,500だから、あるいは1万5000ではなくて1,500だから、こういう数字が出ているとは、なかなかわからないわけです。ですけれども、その場ではわからなくても、こういう広報というのは、粘り強く、愚直に進めていただきたいと思うところでございます。

もう一点、広報絡みですけれども、先ほど、臼杵委員のほうから、ESGに関して余りゴールとしてどうこうというのは、どうかというような御指摘がございまして、その中に、政治的介入というような御表現もございました。まさに、そこは非常に重要な問題でございまして、何かブームが起きても、日ごろからどっしりと落ちついた説明を続けていることによって、国民の関心を長期的なところに集めていく、それが、恐らくは短期的な、近視眼的な意見に流されることなく、長期的なGPIFのゴールを追求していくという点で、有効なのではないかと思うところでございます。

以上です。

神野部会長

ありがとうございました。

特に、小森次長から、コメントは特にいいですか。

どうぞ。

井上委員

ありがとうございます。やはり、私もいろいろな市場の関係者とか、海外の方とお話することが時々ありますけれども、GPIFの与えている影響というのは、非常に大きいですね。

内外の市場に対して、極めて大きい影響力を与えているということで、やはり、今、ちょうど同じ御意見がありましたけれども、本当に長期にわたってどっしりと安定した運営ができるという体制が重要なのだろーと思ひます。そういう中で、ESGとかにも参加していくということなんです。

国際的にも、やはり、まだまだどっちの方向に転がるのかというのは、わからないようなこともいっぱいありますので、そこもしっかりと、GPIFとして、こうあるべきだというものを持った上で、そういう活動にちゃんと参加していくということが重要だと思ひます。

そういう中で、やはり、重要なのは人材の確保ということになると思ひます。中長期の運用を担う、しかも社会的な存在であるということをも十分に意識した上で、その運用に当たるという人材を確保するということでありまして、人材の確保自体も、やはり短期ではなくて、一定程度責任感を持ってGPIFで継続して勤務していただくというような体制とか、その環境の整備というのも重要になってくるのだと思ひます。

先ほど、民間の給与等の水準の話も出ていましたけれども、やはり、最終的に、被保険者の利益を図るためには、それを運用するほうの体制構築のために、ちゃんと環境は整備すべきではないかと思ひます。

それと、職員数もちょうど100名を超えて、こここのところ増えているということですので、やはり、組織として100名を超えるあたりになってくると、だんだん組織に対するエンゲージメントがしっかり維持できない方が出始めてくるような人数になってくると思うので、組織がある程度の規模になってきたところで、その組織に対するちゃんとしたエンゲージメントとかモラルをどうやって維持していくかと、そういう人事面の施策というのが、ますます重要になってくると思ひますので、そういうことを踏まえた計画を出していただきたいと思ひます。

以上でございます。

神野部会長

ありがとうございます。

特にコメントは、よろしいですかね。

ありがとうございます。

荒井委員、どうぞ。

荒井委員

ありがとうございます。

広報について1点、感想を申しあげます。先ほど、1,000人を対象とした調査をして、5割以上の人がGPIFを見聞きしたことがないという御説明がありました。正直なところ、いろいろ発信もされていらっしゃるし、御努力をされているので、もっと多いと思っていました。

話がそれてしまうのですが、年金に対する関心はすごく高いのですが、制度の仕組みをよく知らない人が多い。財政検証結果が発表されたときに、マクロ経済スライドとか、所得代替率とか、そういう言葉が飛び交いますが、周囲の者に聞くと、ほとんどその意味を知らないのです。

したがって、年金制度そのものに対する周知や、国民への普及、正しい理解にメインで取り組むべきであって、年金資産の運用をこういう形でやっていますよということをあわせて周知していかないと、裾野が広がっていかないと考えています。

GPIFさんは、パンフレットやSNSとか広報に関するお取り組みをいろいろされているので、それはそれでやっていけばいいと思っていますけれども、年金制度そのものに対するPRや理解度を高めていくことを厚生労働省さんと連携してやっていくというのが1つかなと思っています。

何十年とか、100年とか先の話を見据えながらやっているのもう一つ大事なものは、やはり教育と思っています。学校で、今、どの程度教えているのか余りよくわかっていないのですが、学校教育の中で社会保障制度や年金制度に対する教育の機会というのを増やしていくことが大事になってくるかなと思っています。

GPIFさんが人材の確保の面で非常に御苦労されているということでもありますけれども、10年、20年、30年というタームで見ていったときに、やはり、人の採用や育成や確保とか、そういうところにもつながっていくのかなと思っています。そこは、GPIFさん単独でということではないと思っていますけれども、むしろ厚労省さんと一緒になってやっていくことが重要かなと思います。

以上です。

神野部会長

年金そのものの広報とか教育についても承っておきまして、審議官、答えていただいても構いませんが、必要な限りにおいて、GPIFのほうから、GPIFにかかわる点だけについてお答えいただこうかと思ったのですけれども、別に発言を圧殺するつもりは全くないので、どうぞ。

竹林総務課長

荒井委員、どうもありがとうございました。

まさに、御指摘のとおりで、きょう、この場はGPIFの議論でございますけれども、年金制度そのものについても、周知広報をしっかりとしていかなければいけないと思っております。

年金広報検討会という組織もつくりまして、今、本当に広報の媒体も多様化していますし、また、高齢の方と若い方では、情報の受け取り方も全然変わってきているという中で、どのような年金広報が効果的なのか、効率的なのかということも、私たちが全然知らない、いろんな知識なども教えていただきながら、実際の年金広報に役立てていきたいと、今、検討も進めております。

その第一弾として、厚労省のホームページに年金ポータルというものもつくりまして、いろんな専門的な年金の広報をしていくときに、それぞれいきなりばらばらに行くというよりは、目次的なものがあって、取っつきやすいものがある、そこから飛んでいけるような形のものをつくったほうがいいだろうということで、とりあえず、年金ポータルというものもつくって運用をしておりますし、あと、御指摘にありましたような、学校教育の中で、こういう年金の知識、これは年金に限らず、社会保障全体ということで、社会保障教育ということで、ここも文科省さんと御相談をしながら、副教材をつくっていただいたり、社会の授業の中で教育課程に少しでも入れていくようなこともお願いしたり、こういった取り組みも始めておりますので、引き続き、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

神野部会長

広報活動等々につきまして、どうぞ。

三石理事

GPIFの広報につきまして、先ほど来から御説明させていただいておりますように、やはり、何か四半期とか、アニュアルレポートで赤字だったというときに限って認知度が高ま

るというお話がございましたけれども、私どもも、いろんな広報のやり方について、専門のアドバイザーから話を聞き、調べますと、結局、GPIFをどういう媒体を通じて知るかという、最も多いのがテレビです。その次が新聞です。

ずっと下がって、たまたまインターネットでGPIFのホームページを見た、あるいは仕事か何かの関係で業務概況書を見たという形でありまして、ほとんどの方が、テレビ、新聞でということになりますと、では、テレビ、新聞でGPIFが報じられるのはどういうときかという、元に戻って、やはり、GPIFが黒字のときには、ほとんどニュースになりませんので、赤字、特に四半期の赤字のときにニュースになるというところで、そうすると、GPIFの認知度を高めるといっても、なかなか限界がございます。

一方で、最近の傾向としてありますのは、四半期のパフォーマンスとは関係なく、いろいろな新聞や雑誌などが、ESG活動につきましては、特に、最近ですと、パリ協定から米国が抜けるとか、それから、今後、目標に対して、各企業さんが、どういうふうにESGの努力をするか、いろんな文脈で、環境でありますとか、ダイバーシティーでありますとか、そういったことが語られる中で、GPIFのESG活動について、特にPRIにGPIFが署名してから、日本におけるESG投資というのがかなり活発になってきたというような文脈で取り上げられるようなことがございます。ESGというのは、ツールであってゴールではないというのは、そのとおりではあるのですが、広報という意味でも、あるいはパフォーマンスとは関係なく、恒常的にGPIFの認知度を高めるという意味でも、このESG活動というのが、非常に効果的に人々の認知度を高めるのに役立っているというところにつきましては、ぜひ、御理解いただきたいと思えますし、そういうことで、私どもESGレポートとか、さまざまな工夫をさせていただいているところでございますので、こういった活動を地道にさせていただきたいと思っております。

神野部会長

ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

原委員

いろいろヒアリングをさせていただいて、皆様の意見もお聞きできて、ありがとうございました。

私、広報については、皆様からいろいろと意見が出ましたので、私からは、ぜひメディア向けの広報というのが、すごく大事だと思いましたので、引き続き、よろしく願います。

私からは、前回出席できなかったということもあって、前回の資料も拝見させていただいて、その上で、確認とコメントをさせていただければと思います。

1つ目は、持続可能な投資収益を確保するための取り組みということで、今回でいうと、11ページのところなのですが、前回の資料も拝見させていただいて、前回の資料でいうと、9ページのところなのですが、これは確認なのですが、11ページにもパッシブ運用とアクティブ運用の割合比率が載っておりますけれども、前回の資料の中に、「GPIFにおいてはパッシブ運用を基本として、これに加えて超過収益の獲得を目指すためのアクティブ運用にも取り組んでいます」とコメントが載ってございました。

さらに、今回の資料の7ページとかを見ても、実質的な運用利回りが1.7%、最低限のリスクで確保することを目標としているというところを、2001年以降の運用実績が2.87%と、財政検証上の前提を大きく上回っているということがあります。

確認ですけれども、要はアクティブ運用についてなのですが、公的年金でいうと、日本経済の規模自体が拡大すれば、給付にも使えるお金が大きくなるという仕組みなので、年金積立金の運用においても、株式の運用等であれば、ベンチマークに連動する運用成果を目指す、運用手法であるパッシブ運用というのが、これからも基本になるのではないかなと考えております。

実際、運用実績というのも、財政検証上の前提を大きく上回っているということもあります。

また、前回の資料の中で、アクティブ運用について、実績連動報酬体系を導入したり、マネジャー・エントリー制を活用したり、平成29年に伝統4資産全てに拡大しているところがあるので、何か前回の資料を見ると、アクティブを強化していく方向性に見えてしまうわけなのですが、この辺の方向性があるのかどうか、確認させていただきたいと思っています。

公的年金制度の一部を担っているという役割もあると思いますので、ややそういったところに懸念がありますので、その辺の運用の割合、アクティブ運用というものについての、今後の方向性で、もし、考えていらっしゃる事があれば、お聞きしたいと思っています。

もう一点なのですが、オルタナティブ投資についてなのですが、今回の資料の22ページです。

こちらに赤字で書いてありますけれども、オルタナティブ投資の体制整備を一層進めていくことが必要と、真ん中に、引き続きということで書いてございます。

必要とされる運用目標を達成しているということでもありますけれども、より一層進めるということで、方向性が運用の高度化とか多様化ということからかと思うのですが、ただ、ファンドを通じてとはいえ、いろんなインフラとか不動産に投資していくためには、リーガル部門はもちろんですが、運営上のマネジメント体制をとるのは大変だと思いますし、専門性が高い人材ということも必要で、それだけコストもかかるものかと思っています。

そういった意味で、GPIFの運用方針として、必要とされているリターンを実現するため

に、どこまで進めていくのかなという部分には、若干懸念を持っている部分がありますので、この辺は慎重に検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

神野部会長

これは、森審議役でいいですか。

森審議役

私ども、前の中期目標のときには、厚生労働省からパッシブ中心という形でいただいておりますけれども、これは、内閣官房の運用・リスクの高度化に関する検討会、伊藤隆敏先生の検討会で、アクティブについても取り組めるのだったら取り組みという形で、目標自体にパッシブ中心というところは、今回の中期目標については外しているところでございます。

ただし、結果としましては、アクティブ運用、これは、アルファがとれるということをとということでございますし、私ども大きな組織でございますので、結果的には見ていただいたように、今のところ、国内株式、外国株式については、1割弱ということでアクティブはなっております。

その中で、アクティブにつきましては、考え方でございますが、前々回御説明いたしましたように、アクティブというのは、アルファにコミットしていくのだろうという形で、新たな実績、連動報酬について取り組んで、それも短期ではなくて、できるだけ長期にコミットしていくのだという形で、今、取り組んでおるところでございます。

その結果、どうなるかということにつきまして、まだまだ確たるところはないのですが、アクティブもパッシブもという形、併用という形で、積立金基本指針等でご指示いただいておりますので、アクティブについても、パッシブについても、引き続き、今の計画の中では取り組んでおるところでございます。

これが1点目でございます。

オルタナティブ投資については、先生おっしゃるとおりでございますが、体制の整備というのが、まさに重要であって、リスク・リターン特性という観点からの向上ということだけではないだろうというのは、おっしゃるとおりでございます。

ですので、私ども体制の整備と規模の拡大につきましては、これは、不離一体のものとして努めていきたいと考えております。

平川委員

ありがとうございます。

オルタナティブ投資のところ、原委員に全部言われてしまいました。前回も言いましたけれども、オルタナティブ投資を拡大していくところの意味合いが、全体のGPIFの体制のあり方と比較すると、一方的に拡大していくことが、本当にいいのかどうなのか、慎重に検討していかなければならないのではないかと考えています。

その辺は、再度意見として言わせていただきたいと思います。確かに、21ページにも書いてあるとおり、伝統的資産に比べて、かなりのリスク管理が必要だと書かれておりますので、それを十分見きわめていく必要があるのではないかと考えているところであります。

もう一つ、ESGの関係でありますけれども、これについては、小森課長のほうから、大変わかりやすい御説明をいただきました。ツールとしてのESGだというふうに明解に御回答があったのかと思います。

ともすれば、社会正義のためにESGを進めていくのだということになりがちな面もありますが、やはり、GPIFの本来の役割というのは何なのかというのが見えなくなっていくところでもありますので、ぜひとも、その辺については、今回の中期目標においても、しっかりと議論し、その上で、本当にどういう組織体制が必要なのかというのを考えていくべきなのではないかと考えているところであります。

あと、広報の関係ですけれども、やはり、GPIFというアルファベット4文字は、高齢者も含めて一般国民にとっては、理解するのが大変難しいかと思っています。これは、根本的な話になってしまいますので、慎重に検討すべきですが、例えばGPIFの文字の横には、必ず正式名称を入れていただいたほうがいいのではないかと考えています。

この資料も全部、単純にGPIFとしか書いておりませんので、これが、GPIFは何なのかというのわからない最大の障害なのかもしれません。これは、個人的な感想でありますので、印象として言わせていただきました。

神野部会長

ありがとうございます。

ほかに、いかがでございましょうか。

よろしいですかね。

申しわけありません。私には、心にぐさりと刺さる言葉ばかり頂戴して、大正デモクラシーのときに、新渡戸稲造と後藤新平が通俗運動というのを起こします。通俗という意味は、広く国民にわかりやすく教えるという運動なのですが、つまり、民主主義にかかわることですね。今、GPIFとか、年金制度全体とか、わかりやすくという話がありましたが、私がかかっている租税とか、みんなそうなのです。

そういう意味では、ことは民主主義にかかわるので、わかりやすく、通俗をする、通俗

というのは、わかりやすく、広く国民に知らしめる、普及させるという意味ですが、そういうことは心してかからなければならないだろうと反省をしている次第でございます。

どうもありがとうございました。

それでもって、次回以降、この部会におきまして、次期中期目標に関する考え方を確認していきたいと思っておりますので、事務局において、これまでの議論をここで整理をしていただいて、次回以降の審議の準備をよろしくお願いしたいと思っておりますので、御準備いただければと思います。

それでは、ほぼ時間でございますので、本日は、これにて終了させていただければと思っております。

次回以降の連絡事項等々ありましたら、事務局のほうからお願いいたします。

石川資金運用課長

ありがとうございました。

次回の部会の開催日時については、追って御連絡いたします。よろしくお願いいたします。

神野部会長

それでは、申しわけありません。最後まで熱心に、かつ生産的な御議論を頂戴したことに感謝いたしまして、本日の審議は、これにて終了させていただきます。

重ねてでございますが、御多忙中のところを、遅くまで御議論頂戴いたしましたこと、感謝を申し上げる次第でございます。

どうもありがとうございました。